

## 転換期のイギリス燃料政策

山本 尚一

I. はしがき。II. イギリス燃料産業の構造。III. イギリス燃料政策の展開。  
IV. 燃料自由主義政策。V. 「国民燃料政策」。VI. むすび。

### I

第2次大戦後のイギリス経済政策の展開のなかで、燃料政策はひととき重要な地位を占めていた。労働党政府による1947—49年における炭鉱業、電力業、ガス業の相次ぐ国有化、1955年以降の原子力発電の進展、1956年のスエズ危機およびそれ以降における「エネルギー革命」の進行など、イギリス燃料政策は文字どおり転換期をむかえたのである。燃料動力が社会の再生産軌道における基本原料であるために、政府はその供給の安全保障と価格低廉に特別の考慮を払ってきたのである。

イギリス燃料産業の規模をみれば、炭鉱、電力、ガスおよび石油の各産業は全体で約100万人（全就業人口の4%）を雇用し、1965年には約10億ポンド（イギリス総投資の約6分の1）を投資し、国民生産物の約5%の純生産物価値を生産した。<sup>1)</sup>したがって燃料政策は経済のプランニングにおいても中心的地位をしめ、公共投資、租税、国際収支など他の経済政策とも密接な関係をもつのである。

小論はかかる転換期におけるイギリス燃料政策の展開過程を分析し、それを国際石油資本の主導する燃料自由主義政策にたいする「国民燃料政策」“national fuel policy”の対抗を基軸にすえて考察したものである。この2つの政策類型対立の背後には石油資本の代表する海外投資偏重＝植民地支配への志向と国有化産業の陣営に見出される国内投資優先＝植民地解体への志向というイ

1) Ministry of Power, Fuel Policy, HMSO, Cmnd. 2798, 1965, p. 1.

ギリス帝国主義の全時代を貫いてみられた2つの資本類型の対抗があったことを明らかにしたい。<sup>2)</sup> 小論は、まずイギリス燃料産業の構造を概略し(第2節)、ついで燃料政策の展開を3期にわけて考察し(第3節)、さらに燃料政策をめぐる諸批判を紹介し(第4、5節)最後にそれらを総括する(第6節)である。

## II

イギリスにおける第1次燃料の国内消費を1951—64年の期間についてみれば下表のとおりである。その特質として第1に指摘できることは石炭消費の比重

イギリス第1次燃料消費1951—64年<sup>3)</sup>

(単位:石炭換算100万トン)

年	石炭	石油	天然ガス	電力		総計
				水力	原子力	
1951	206.2	24.8	—	1.0	—	232.0
1952	204.1	25.7	—	1.0	—	230.8
1953	205.6	27.8	—	1.0	—	234.4
1954	212.4	30.9	—	1.3	—	244.6
1955	213.5	34.5	—	1.0	—	249.0
1956	214.0	37.5	—	1.3	—	252.8
1957	207.6	36.7	—	1.5	0.2	246.0
1958	198.6	47.2	0.1	1.5	0.1	247.5
1959	186.6	56.1	0.1	1.5	0.5	244.8
1960	195.5	65.5	0.1	1.7	0.9	263.7
1961	190.0	71.0	0.1	2.1	1.1	264.3
1962	190.9	78.6	0.1	2.1	1.5	273.2
1963	193.8	85.3	0.2	1.8	2.5	283.6
1964	186.6	93.3	0.3	1.9	3.2	285.3

2) 経済政策分析における資本類型的視角の導入については、大野英二、『ドイツ資本主義論』1965年、とくに第3部第2章参照。

3) PEP, A Fuel Policy for Britain—A PEP Report—, 1966, p.196による。

が高いことで、エネルギー革命が進行した1964年においてもなお全燃料消費高中の65.4%をしめ、ヨーロッパ諸国の中でもぎわめて高い比率をしめていることである。第2に、1956年以降イギリス石油消費が急増しており、1964年には、第1次燃料消費にしめる割合は32.7%に達した。イギリス総エネルギー消費は、最近15年間に年間平均2%で上昇したが、石油消費は10%以上の率で上昇した。しかもその石油の8～9割までは1930年代に新しく発見された中東石油に依存した。第3に、1955年以降原子力発電が新エネルギー源として登場することになった。それはなお総燃料消費高中にしめる割合は小さいが、1980年代半ばまでに石炭換算1億トン、すなわちエネルギー総需要の30%を供給するものと期待されている。したがって今後上記3産業が燃料産業発展における雁行形態をえがくものと思われる。そこで本節ではイギリスにおける炭鉱業、石油工業および原子力発電の構造を概観しておきたい<sup>4)</sup>

#### (1) 全国石炭庁(National Coal Board)

「石炭販売連合」<sup>5)</sup> (The Limitation of the Vend)が1845年に崩壊して以来イギリス炭鉱業は久しく自由競争下におかれていたが1930年の炭鉱再組織委員会の設置による強制カルテルの実施および1936年の中央販売計画の樹立によって炭鉱業はいちじむしく問屋制型独占資本<sup>6)</sup>としての色彩を強めていた。しかし経済不況、炭鉱主の企業意欲の減退、相次ぐ労働争議によって炭鉱業は自立的な資本蓄積基盤を失い第2次大戦中の国家管理を経て、戦後国有化された

4) イギリスにおいて炭鉱業、石油工業および重電機工業は歴史的にそれぞれ資本の蓄積と循環の形態を異にしているため、国家との対応結合も異った形態をとった。かかる基幹産業における資本蓄積のありようをめぐり政府と資本の対応・結合のありかた一産業の「プランニング」の存在様式にかんする先駆的研究として、高橋哲雄、『イギリス鉄鋼独占の研究』、1967年を参照されたい。

5) 「石炭販売連合」(The Limitation of the Vend, 1772—1845)については、P.M. Sweezy, *Monopoly and Competition in the English Coal Trade 1550—1850, 1938* にくわしい。スウィージーは産業史研究に1時期を劃した本書において、前期的独占とも本来的な近代的独占とも異なるこの石炭カルテルを自然的ならびに社会的なきわめて「特殊な条件」の均衡の産物として興味深く分析している。

6) ドイツ資本主義における独占資本類型の析出とそれと相関的な「労働力類型」、 「政策類型」および「思想類型」の研究については、大野英二、前掲書、を参照されたい。

のである。それは、1966年に24億6500万ドルの販売額と47万7千人の雇用数を持ち資本主義国における最大の国営企業となった。

全国石炭庁の任務は、国有化法によって(1)国内炭の独占的採掘、(2)炭鉱業の能率的開発、および(3)公益優先の石炭供給（消費者にたいするいっさいの差別待遇を廃する）と定められている。それは1947年に小炭鉱をふくめて約1,500以上の炭鉱を接収したが、1965年には一連のークス炉、レンガ工場および補助施設の他に520の炭鉱をもつ。それは石炭販売の独占はおこなわないが、産業に販売される石炭の3分の1を販売し、電力およびガスなどの大口消費者と直接取引する。小口消費者および家庭への販売は商人をつうじておこなわれる。

石炭庁は動力省(The Ministry of Power)の管轄下にある。動力相は、石炭庁の理事長、2名の副理事長、6名の常勤理事および3名の非常勤理事あわせて12名の理事会構成員を任命することになっている。この中6名の常勤理事は、総務、生産、労働、財務、販売、学術の各執行部門の長を兼ねている。経営面では全国石炭庁は現在7つの石炭生産地区と8つの販売地域から組織されている。地区の下に38の地域があり、これらの地域がいくつかの炭鉱グループをもつ。全国石炭庁の組織について、50年代に集権化すべきか分権化すべきかについて多くの議論がなされた。

一般坑夫はすべて「全国坑夫組合」(National Union of Mineworkers)に組織されている。労働コストは生産コストの最大の項目であり、平均して石炭生産コストの約60%をしめる。国有化後賃金は着実に上昇し、1947年水準の3倍近くに達している。週5日制も実施され、有給休暇も採用され拡充された。石炭庁は比較的寛大な年金計画をもち、毎年坑夫のために約1,000戸の住宅を建設している。炭鉱労働者の約40%をしめる「日給労働者」の賃金は、一般的全国交渉によって決められる。出来高労働者の賃金は生産現場の特定作業条件に即して地方交渉によって決まるが、ほぼ全国水準と平行して上昇している。したがってほとんどの切羽労働者の賃金の実際水準は、現場の交渉で決まるが、全国規模の交渉による賃金上昇より下ることはない。この作業場交渉が賃金の地域別格差の発生する唯一の原因であるが、公式的には地域的利潤による

7) 全国石炭庁の機構と運営については、数多くの研究があるが、さしあたり布目真生、前掲書、第2章第3節参照。

賃金格差は存在しない。しかし他面では、全国交渉は各地域の賃金を生産性に適応させるのを困難にし、地域の欠損を更に悪化させている。<sup>8)</sup> 「全国坑夫組合」は炭鉱労働者の組合としては世界最大の組合員を擁し、イギリスでも第4番目の規模をもつ。それは、約25~40名の「坑夫代表議員」“Miners’ M. P. s”をもち、労働党政府にたいしてかなりの影響力をもつ。<sup>9)</sup>

つぎに全国石炭庁の財務をみれば、石炭庁はその年度はかぎらないが独立採算制をたてまえてしている。したがって石炭庁はコスト上昇分は価格引上げによって補い、鉱業所勘定では国有化初年度を除き黒字を計上している。ところが石炭庁全体の勘定では11カ年のうち黒字はわずか3カ年をかぞえるにすぎない。そして赤字累計額は、1947年に2,325万ポンドを出して以来その後漸増をつづけ、1956年の好況で一時的初年度水準まで戻したものの、その後再び増加して1959年末には5,200万ポンドをかかえるにいたった。<sup>10)</sup>

ではこの赤字額の原因は何であろうか。これは主に動力省にたいする利払いが大きいからである。つまり国有化にもとづく前所有者への補償額とその後の積極投資で政府から借入れた負債の利払分がこれである。前者は、1938年の石炭法で地主に補償した7,845万ポンドの年利2分5厘、50年年賦の大蔵省証券であり、また1946年の国有化法で動力省から引き継いだ3億8,811万ポンドにのぼる資産見合いの大蔵省証券にたいする元本および利息の支払いである。その合計は4億6,600万ポンド強に達する。後者は1949—59年間に8億8,600万ポンドを投資しており、その大部は政府からの借入金であり、動力相にたいして返済されなければならない。さらに国有化後の石炭庁の積極投資は、5%の利息と5%の減価償却、あわせて10%を将来返済してゆかねばならない。<sup>11)</sup>したがって賃金上昇よりも資本コストが石炭庁の赤字の原因であるといえよう。

全国石炭庁の資本負債は、その後も累積しつづけ、1965年3月末には9億6

8) PEP, A Fuel Policy for Britain - A PEP Report -, 1966, pp-134-5.

なお、国有下のイギリス炭鉱業の労働問題については、G. B. Baldwin, Beyond Nationalization, The Labor Problems of British Coal, 1955参照。

9) G. B. Baldwin, op. cit., p. 39

10) 土屋清・稲葉秀三編、『エネルギー政策の新展開—欧州の実態と日本の問題点—』, 1961年, 262—263ページ。

11) 土屋清・稲葉秀三編, 前掲書, 263ページ。

千万ポンドに達したので、そのうち4億ポンドを帳消しにする法案が提出されたのである。この資本再建は、石炭庁の利子を現在の年間4,300万ポンドから約1,800万ポンドへ削減し、減価償却を年間さらに1,200万ポンドだけ切下げた。しかし利子と減価償却の削減は、石炭庁にトン当たり約3シリング6ペンス以上は節約させず、石炭庁の価格引上げの継続を阻止することにはならなかった。<sup>12)</sup>

他面かかる積極投資は50年代末から60年代初めにかけて結実し、いちじるしくイギリス炭鉱の生産性を向上せしめた。切羽能率は1961年以来年平均約7%の上昇を続けており、全坑夫の能率も年率約6%で上昇しつつある。<sup>13)</sup> それは動力積込機の急速な発展(動力積込機による操炭率は、1950年の3.8%から1964年には73.3%へ上昇)を基軸としてその他機械化コール・カッター、動力運搬機および洗炭機械の普及によるものであった。<sup>14)</sup>

## 〔2〕石油工業

イギリスは国内にほとんど原油をもたず第2次大戦後まで国内精製もほとんどおこなわなかったけれども、ロンドンに本拠地をもち、その資本の多くがイギリス内で所有されている2大会社をもつ。ロイヤル・ダッチ・シェル The Royal Dutch-Shellとブリチッシュ石油 British Petroleum(前身はアングロ・イラニアン Anglo-Iranian, さらにその前身はアングロ・ペルシアン Anglo-Persian)がこれである。<sup>15)</sup> ロイヤル・ダッチ・シェル・グループはその誕生から60年の古い歴史をもつが、その基幹をなす2つの会社ロイヤル・ダッチ The Royal Dutch Petroleum Company of the Hague (1890年設立)<sup>16)</sup>とシェル

12) PEP, op. cit., p.129.

13) 有沢広己編『エネルギー政策の新秩序—エネルギー諸産業の共存と協調—』1966年、215ページ(以下『新秩序』と略す)。

14) PEP, op. cit., p.205.

15) イギリス石油工業については、D. Burn, The Oil Industry, in : D. Burn(ed), The Structure of British Industry, 1958およびP. Hepple (ed), The Petroleum Industry in the United Kingdom, 1960, 参照。

16) ローヤル・ダッチ社の発展史については、M. C. Gerrestson, History of the Royal Dutch, 4vols. 近藤、奥田訳『ローヤル・ダッチ・シェルの歴史I』, 1959参照。

輸送貿易会社 The “Shell” Transport and Trading Co. of London<sup>17)</sup> (1897年設立) は更にその歴史が古い。この2社は1903年に1部合併し、1907年に完全合併した。他方ブリチッシュ石油 (その前身アングロ・ペルシヤ石油会社は、1909年4月設立) は、中東石油を開発した初期の会社の1つである。つぎのその現況を概観しておこう。

まず、ロイヤル・ダッチ・シェル・グループは、ニュージャージー・スタンダード石油会社の Standard Oil Co. of New Jersey と並ぶ世界の2大石油会社1つである。それは、The Shell Petroleum Company, of London および The Bataafsche Petroleum Maatschappij (B. P. M). of the Hague の2つの子会社をもち、出資比率は60対40である。大体ロンドン会社が販売問題を取扱い、ヘーグ会社が技術問題を扱ったが両者の区分は明確ではない。その活動範囲は世界各地にわたり、あらゆる石油部門におよんでおり、1960年に同グループは石油生産量で世界全体の11%、原油処理量で12%を占めた。原油の主要産地はヴェネズエラで、ここがグループの生産量の40%を供給しているが、アメリカや中東でも多量の生産をあげている。精製分野では Shell Co. of the U. K. Ltd を設け、シェルヘブン Shellhaven、スタンロー Stanlow、ヘイシャム Heysham およびアードロッサン Ardrassan の4カ所に製油所をもち、その後も新精油所の建設が予定されている。同社の精製能力は、1960年代末にイギリス全体の31%をしめた。<sup>18)</sup>

第2にブリチッシュ石油(BP)は、半官半民の会社であり、1961年初めに払込資本金2億3,050万ポンドのうち政府出資分は、1億1,250万ポンドで49%をしめている。BPは現在持株会社になっているが、多数の子会社を通じてヴェネズエラを除く世界各地で開発、生産、精製、販売などすべての石油業務にたずさわっている。その主力は中東にあるが、1951—54年のイラン石油国有化紛争

17) 「シェル」輸送・取引会社の発展史については、R. Henriques, Marcus Samuel-First Viscount Bearsted and founder of The ‘Shell’ Transport and Trading Company 1853-1927, 1960, 参照。なお、19世紀中葉、東洋を舞台に活躍した自由貿易商人 (商品取扱資本) の中からジャーディン・マツソン商会 Jardine, Matheson & Co. にみられる前期的独占とならんで「シェル」輸送・取引会社の代表する近代的独占が形成されたことに注目しなければならない。

18) 有沢広已編、『エネルギー政策の新段階—欧州のエネルギー革命—』, 1963年, 111—112ページ (以下、『新段階』と略す)。

の結果、BPはイランで大巾に後退した。しかしBPにとって中東の主要産地としての地位はかわりなく、同地域(ウェート、イラン、イラクおよびカタール)は、BPの原油生産量の97%を供給している。BPのイギリス内の活動は、精製部門ではグレンジマウス Grangemouth, ケント Kent, ランダーシー-Llandarcy およびパンファーストン Pumpherston の4精油所をもち、販売はシェルと共同出資によって1931年に設立されたシェル・メックス& BP (Shell-Mex & BP) (シェルの60%, BP40%) を通じておこなわれる。BPは総資産、売上高、純利益などの点からみて7大国際石油会社中の6~7位にある。<sup>19)</sup>

イギリス石油市場では上記2社の他に世界の石油会社ジャージー・スタンダードの子会社 エッソ石油 Esso Petroleum が戦前から大きな地位を占めてきた。同社は精製34%, 販売80%をしめ、シェルおよびBPとともにイギリス市場を3分している。最近シェル・メックス=BPとエッソのイギリス市場におけるシェアは、ガソリン78%, 全製品82%で戦前とほとんど同じであるし、精製能力では95%に達している。これらに大手のリージェント(テキサコおよびカリフォルニア・スタンダード・オイルの子会社)とモービルを加えた5社は、イギリスの全ガソリン・スタンド3万7千のうち、3万3千以上、つまり90%以上のスタンドを専売契約をむすんでいる。<sup>20)</sup>

最近では新企業が参入して競争激化のきざしがみとめられるが、サービス面では相当激しい競争がおこなわれているが、価格面での競争は少ない。国際石油大資本の支配は、イギリス石油製品市場をヨーロッパ諸国のなかでももっとも安定的たらしめているのである。

### 〔Ⅲ〕 原子力開発体制

イギリス原子力発電は、原子力公社(AEA)、中央発電庁(CEGB)および民間の「原子力グループ」の3者協力によって押進められており、原子力公社が発電炉の研究開発と核燃料販売をおこない、中央発電庁が発電所の運営をおこない、民間の3つの原子力グループが発電炉の製作をおこなうというメカニズム

19) 有沢広巳編, 上掲書, 109—110ページ。

20) 有沢広巳編, 上掲書, 106ページ。



をとっている。<sup>21)</sup>

原子力公社は、1948年8月に設立され、軍事相および科学相の直接の統轄下におかれていたが、1954年保守党政府の「原子力公社法、1954年」(The Atomic Energy Authority Act of 1954)によって新公社に運営を移轉した。労働党は、制度が煩瑣であり、原子力は最重要であるから直接的政府の責任が必要だという理由で反対した。委員会は最初5名の常勤理事および5名の非常勤理事によって構成され、その後もほとんど変りがない。このようにAEAは1946—9年の労働党の国有化計画とは別個に保守党によって公社形態をとった点が第1の特質である。

第2の特質はAEAが独立採算制を原則としながらも、民間ベースからはほど遠く、政府に財政的に大きく依存していることである。AEAの年間支出額は、61年1億1,500万ポンド、63年1億1,500万ポンド、他方収入は、核燃料の販売、売電、黒鉛アイソトープ等の販売、コンサルタント、特許収入等、合計して63年には5,500万ポンドで、その差額は政府の無利子の財政投融资によって補填されている。第3の特質として、その活動の多くはなお秘密主義のヴェールにおおわれており、その従業員は公務員同様「国家機密法」の適用をうけることがあげられる。<sup>22)</sup>

CEGBは、動力相の管轄下にイングランドおよびウエールズ地区の電力を供給する国営企業で、主要発電所とグリッド・システムの送電網をもち、12の地区配電局(Area Electricity Boards)に送電している。<sup>23)</sup>イギリスの発電は1950年代中葉まで主として石炭によっていたが、1954年には政府の奨励によって1部重油専焼又は混焼に移行し、さらに1955年初めに政府決定にしたがって原子力発電計画に着手した。CEGBは動力相の要請で正味資産に対し、償却前金利支払前利益率12.5%の年間利益をあげなければならないという採算面の要請と原子力産業育成という課題をもっている。発電炉製作に関してはメーカーと協

21) 有沢広巳編、『新秩序』、1966年、360ページ。

22) L. Tivey, *Nationalisation in British Industry—Studies in British Industry 2—*, 1966, p. 64.

23) イギリス電気供給事業については布目真生、前掲書、第4章および海外電力調査会、英国の電気事業—海外電力双書No. 2—、1959年参照。

力関係を保ち、発電用燃料等の購入はコマーシャル・ベースによるが、設備、運転等の資金調達は、政府借入金と自己資金それぞれ半々程度でまかなわれる。<sup>24)</sup>

民間グループは、大電機およびボイラー製造企業が5グループにわかれていたが、1959年ごろ原子力開発のテンポがスローダウンした際技術開発の効率化のためCEGBが発注を意識的に3グループに集中したため、現在では、イギリスの三大重電機メーカー、「連合電機工業会社」(The Associated Electrical Industries, Ltd), 「ゼネラル電機会社」(The General Electric Co. Ltd) および「イギリス電機会社」(The English Electric Co. Ltd) をそれぞれ中核とするTNPG (The Nuclear Power Group), UPG (The United Power Group) およびAPG (Atomic Power Group) に統合集約されている。<sup>25)</sup> これらのグループ間に発注にたいする入札にはほとんど競争がなく「あたかも1組のトランプのように」各グループ間に契約が配分されるといわれる。<sup>26)</sup>

以上、イギリス燃料産業を横断的に概略したが、つぎにイギリス燃料政策の展開を縦断的に概括し、イギリスにおける「石油喜劇」を明らかにしたい。

### III

1950—64年の期間は、イギリス燃料経済における大転換期を劃するが、以下の時期を3期にわけてイギリス燃料経済と政策の推移をみよう。

#### 〔第1期 1950—53年〕

1950年に炭鉱業は、国有下の4年目をむかえた。生産は拡大しつつあり過去10年間の最高水準に達したが、出炭高2億1,630万トンに予想出炭高2億1,800万～2億2,300万トン水準を下まわったが、これは厳冬による露天掘炭の減産および深坑における労働力不足によるものであった。その厳冬は好況とあいまって石炭需要を刺戟し、又その年の朝鮮戦争の勃発はヨーロッパの石炭需要をいちじるしく拡大せしめた。イギリス炭鉱業はその輸出を増大せしめる機会に

24) 有沢広巳編、『新秩序』, 361—362ページ。

25) 有沢広巳編, 上掲書, 362ページ。

26) S. Aaronovitch, *The Ruling Class—A Study of British Finance Capital*, 1961, p. 143.

めぐまれたが、国内の燃料不足のために輸出市場をアメリカ炭にうばわれることになった。このように需要が加速化したのに供給が深刻化したため、政府は8月に輸出削減を命令し、さらに11月には石炭輸入の決定をおこなった。1950—51年の冬の末までに約150万トンのアメリカ炭が輸入され、その大部分が発電所にまわされた。1950年10月全国石炭庁は「石炭計画」“Plan for Coal”を公表したが、その計画のもつ拡大的性格はこのような背景の下では容易に理解できる。<sup>27)</sup>

1952年の景気後退が国内需要を250万トンだけ引下げたため、輸出および船舶燃料庫用により多くの石炭をふりむけることができた。しかし1953年には国内需要は約150万トンだけ上昇したのに、出炭高はほとんど同じ量だけ低下した。したがって停止されていた石炭輸入は1953年7月には再び許可され、ヨーロッパとくにフランスおよびザールから総計約557,000トン輸入された。他方輸出は、1,370万トンに増大しヨーロッパを主要仕向地とした。リドレイ委員会(The Ridley Committee)が石炭増産の必要性を強調したのは、かかる背景をもつ。しかしイギリス炭鉱業はこの期間の末までに国内需要に応じ、輸出促進のために出炭高増大をおこない、同時に全国石炭庁およびリドレイ委員会の必要と認めた巨額の資本を投下し、コスト切下げをはかることが、きわめて困難であることが明らかになった。<sup>28)</sup>

他方、この時期に国際石油資本はマーシャル計画にもとづくアメリカ経済協力局(ECA)の援助の下でその国内石油精製能力を拡大しつつあった。1950年シェルはスタンローにつぐ戦後第2の製油所をシェル・ヘブンに完成し、エッソはヨーロッパ最大のフォーレイ製油所を1951年に完成するなど、イギリスの精製能力は急速に増大した。その他既存製油所の能力拡張によってイギリス精製能力は、1950年の971万トンから1953年末には2,870万トンに増大し、ヨーロッパ最大を誇るようになった。しかもその能力の9割以上が、BP、エッソ、シェルの3大国際石油会社に集中していることは、イギリス石油精製業の大きな特色である。かくして国際石油資本は中東石油を基盤とする消費地精製のメカ

27) E. S. Simpson, *Coal and the Power Industries in Postwar Britain*, 1966, pp. 19—22.

28) E. S. Simpson, *op. cit.*, 22—24.

ニズムを完成し、来たるべきエネルギー革命への足場をかためたのである。<sup>29)</sup>

[第2期 1954—56年]

1954—56年の間にイギリス炭鉱の出炭高は水平にとどまり、1953年の出炭高から1%内外の変化にとどまった。他方エネルギー需要は上昇し続け、1954年にはじめて石炭換算約340万トンだけ出炭高を超過した。これは坑夫1人1交替当り出炭高は上昇したにもかかわらず、全国石炭庁が十分な労働力を募集し、労働意欲を高めることができなかったためである。<sup>30)</sup>かくして「石炭ギャップ」“coal gap”が生じた。諸産業は他のエネルギー源に転換しはじめ、総エネルギー需要と石炭供給の間のギャップは1954年以来拡大しはじめた。

政府は、この「石炭ギャップ」にたいして短期および長期の2つの燃料政策を実施した。まず短期的政策は、石炭輸出の削減と石炭輸入の増大であった。輸出・船舶燃料庫用炭は1954年に210万トンだけ引下げられ、石炭輸入は1,150万トンという記録の水準に達した。輸入のほぼ半分はアメリカ合衆国から、その残りのほとんどはE.C.S.C.（ヨーロッパ鉄鋼共同体）からおこなわれた。<sup>31)</sup>

1954年夏燃料動力省は、「他の種類のエネルギー—できるだけ早く原子力、そしてさしあたり石油—をもって石炭供給を代替することである」と言明し長期的政策として石油への転換と原子力発電推進をおこなうことを明らかにした。<sup>32)</sup> 1954—55年に完成され、又は建設中の17発電所を重油専焼又は混焼に転換する計画を発表し、その結果1960年までに石油消費は566万トン、石炭に換算して950万トンだけ上昇することになった。<sup>33)</sup> その後石炭の供給過剰となるにつれてこの計画の実施は11カ所に制限されたが、これまで発電用燃料としてもっぱら石炭に依存してきたイギリス電力業にとっては劃期的な意義もつた。その他の諸産業でも石油消費は増大しはじめた。

1955年2月政府は「原子力発電計画」(A Programme of Nuclear Power)

29) 有沢広巳編、『新段階』, 99—101ページ。

30) この点については、小論、イギリス炭鉱国有化の実績と問題点、経済論叢第88巻第1号(1961年7月)参照。

31) E. S. Simpson, op. cit., pp. 25—27.

32) E. S. Simpson, op. cit., p. 27.

33) PEP, op. cit., p. 31.

を発表し、全く新しいエネルギー源としての原子力に期待をよせた。わずか2年半まえにリドレイ委員会報告は原子力に泥炭以上の注意を払わなかったことを考えれば、著しい情勢の変化といわねばならない。政府の第1次原子力計画は、1965年までの10年間にわたるものであり、1965年までに12発電所、150～200万KWを建設する方針であった。これらの設備は技術的理由からベース・ロード発電所であり、毎年500～600万トンの発電用炭相当を発電することとも予想された。まず1957年度から1963年までに4発電所（出力40～80万KW）が建設され、さらに1965年までに8発電所（出力100万WW以上）が完成されることになった。第1次計画の中心は、核燃料を天然ウラン、減速材を黒鉛、冷却材を炭酸ガスとするGCR(Gas Cooled Reactor)で、燃料被覆材にマグノックスを使用するマグノックス型である。1956年8月に発電を開始したコールダーホール以来、マグノックス炉は著しい技術改良がほどこされた結果一基当り出力が上昇し、しかも建設価格および発電原価は顕著に低下した。<sup>34)</sup>

1956年4月全国石炭庁は、「石炭計画」を修正した「石炭投資計画」(Investing in Coal)を公表した。この政策声明は、「炭鉱業はイギリスの主要な第1次燃料源である。原子炉の出現と石油使用の増大にもかかわらず、それは長期にわたってその地位を保つであろう」と書き出し、1950年計画の進歩を回顧し、その修正と一層の発展のための提案を公表した。石炭庁は、1950年計画に示された1965年予想出炭高2億4千万トンの目標を達成するためには、1950年に計算された額の2倍以上の投資が、当初計画の修正と追加、コストの過少評価および物価上昇のために必要と考えた。しかしかかる炭鉱業にたいする巨額の投資が国民経済的な投資配分からみて適切かどうかについての論争をよびおこした。<sup>35)</sup>

スエズ危機(1956年7月～1957年4月)が勃発したのは、このようなイギリス燃料政策の動揺期のさなかにおいてであった。スエズ運河の国有化は、イギ

34) 有沢広巳編『新秩序』, 364—365ページ。

35) この点については、D. L. Munby, *The Nationalized Industries*, in: G. D.N. Worswick & P. H. Ady(ed.), *The British Economy in the Nineteen-fifties*, 1962参照。

リス政府にとっては、ナセル大佐に「われわれのノド笛を握らせる」<sup>36)</sup> ことであり、軍事行動によってでも「ナセルが飲み込もうとしているものを吐き出させる」<sup>37)</sup> 必要を感じさせたのである。イギリス燃料政策は、さきに炭鉱労働運動に脅かされ、さらに今度は、アラブ民族主義運動によってそのもろい基礎をさらけ出したのである。

〔第3期 1957—64年〕

スエズ危機の終息後イギリス経済のエネルギー基礎は根本的変化をこうむり、イギリス燃料産業における決定的転換期を劃することになった。エネルギー不足経済がエネルギー過剰経済に移行し、石炭と他のエネルギー源とくに石油との間に激しい競争が展開されるにつれて、政府の燃料政策も急激な転換を予儀なくされたのである。1958年の景気後退は、この事態をさらに悪化せしめたのである。

まず政府の原子力開発計画の推移をみよう。スエズ危機は、「坑夫の力からもアラブ民族主義者の力からも安全な新動力源」<sup>38)</sup> としての原子力発電を前面に押出すことになり、1957年4月に当初計画を3倍に拡大し、1965年までに600万KWの原子力発電所を設置することになった。この原子力発電能力の増大は、国産石炭資源を一層大きな程度で代替し、かくしてエネルギー・ギャップをうめるための石油への依存を引下げることが企図したものである。エネルギー需要は石炭換算年間500万トン相当の率で上昇するものと計算されたのに、炭鉱業はすでに生産拡大能力を失っており、年間2億5千万ポンドに達したエネルギー輸入は、イギリス国際収支を一層悪化せしめるおそれがあったからである。

しかしその後燃料ギャップに代って燃料サープラスが石炭および石油の両産業に大きくあらわれ、しかも在来発電所の建設費が技術進歩によって低下傾向にあり、原子力発電も当初期待されていたほど早期に在来火力と競争できないことが明らかになった。さらに1957年9月に政府はポンド防衛のため公共部門

36) A. イーデン、湯浅・町野訳、『イーデン回顧録Ⅱ 運命のめぐりあい 1955—1957』、1960年、103ページ。

37) A. イーデン、湯浅・町野訳、上掲書、112ページ。

38) S. Aaronovitch, *op. cit.*, p.142.

の投資削減を実施したため中央発電庁(C. E. G. B.)はその原子力計画を改正し、その完成年を1965年から1968年へ延長した。この改定計画は1960年6月に発表され、以来同計画にそって建設が進められ、1968年までに500万KWを建設することになった。<sup>39)</sup>

さらに1964年4月発表の第2次計画では、1970—75年間に500万KWの建設を予定した。1次、2次計画をあわせ原子力発電は出力1,000万KW(石炭換算2,300万トン)に達し、1975年には総発電設備の12%をしめることになる。この計画は1965年発表の労働党政府の燃料政策白書では、800万KWに引上げられ、6年間に1年平均1カ所の原子力発電所の稼働を意味する。

経済性の点でも改良型ガス冷却炉(AGR)が開発された結果原子力発電はきわめて有望になった。この原子炉の使用されたダンジネス Dungeness 発電所(出力120万KW)では、発電所の総括原価は厳密に計算してもKWh当り0.46ペンス(より楽観的に算定すれば、0.38ペンス)である。これにくらべ最新式石炭専焼発電所のKWh当り発電コストは0.52~0.54ペンス、最新式重油専焼発電所はKWh当り0.52ペンス(重油消費税を加算しないと0.41ペンス)であり、もっとも経済的である。このように原子力発電は今やコマーシャル・ベースで可能となった。<sup>40)</sup>

燃料過剰経済への移行によってもっとも打撃をうけたのは炭鉱業であった。全国石炭庁は1958年の年報の中で「国有化発足日以来はじめて石炭庁は、出炭高削減の慎重な措置をとらざるをえなくなった」と述べ、石炭政策への転換を表明した。石炭庁は出炭高を減らすために労働者募集を切下げ、超過勤務を短縮し、さらに日曜労働を少くした。そして涸渇に近づきつつあった年間75万トンの出炭高をもつ12の高コスト炭坑をその計画的閉鎖に先立って1958年中に閉鎖した。さらに石炭庁は1,2年以内に36の高コスト炭鉱の閉鎖を計画した。1959年10月には「改訂石炭計画」Revised Plan for Coalが公表され、当初の1950年計画の残りの6年間の新需要推定、投資および生産を示した。この「改訂計画」は、エネルギー諸産業の事態の変化を簡明にのべ、いかに最近の評価、た

39) 有沢広巳編、『新秩序』, 364ページ。

40) Ministry of Power, op. cit., pp. 23—24. および Petroleum Press Service, 日本語版, 1965年1月号, 12ページ参照。

たとえばドレイ委員会レポートが需要を過大評価していたかを批判した。本計画は、石炭生産を1959年水準に維持しながら、新設能力への集中によってより安く、より能率的に生産し、他の燃料にたいして競争しうる地位を確保することを企図した。要するに集約化と機械化によって計画的合理化政策を推進めようとしたのである。<sup>41)</sup> その結果1958年まで炭鉱数はほとんど変動がなかったが、59年に入ってから石炭庁は積極的に非能率炭鉱の閉鎖に乗り出し、57年以降65年3月末までに、実に274の炭鉱閉鎖と34炭鉱の併合をおこなった。このような縮小ともなう最大の問題は労働問題であり、1958—64年の間に実に約20万人の労働者を過剰ならしめたのである。政府は、非能率炭鉱の閉鎖促進にもなって生ずる配置転換、退職、転職などの財政措置として1970年までに総額3,000万ポンドの補給金支給を打ちだした。またさきにもたように石炭庁が大蔵省から借入れている9億6,000万ポンドのうち、約4億ポンドが帳消しにされることになった。<sup>42)</sup>

「石油におけるインタレストは、結局その石炭生産保護のいかなる考慮よりもイギリスのエネルギー政策に着実な影響をもつと思われる」<sup>43)</sup> とPEPグループが述べているように、国際石油資本の利益がイギリス燃料政策を規定したことは、この時期に明瞭に看取できる。前述のようにシェル、BPおよびエッソの三大石油資本は50年代初めに国内精油所を新設、拡充して足場を固め、55年には1部発電所の重油転換に成功し、その他の諸産業でも着実にその市場の拡大をはかってきたのであるが、57年以降急速にその需要をのぼし、57年に石炭換算3,670万トンであったのが1964年には9,330万トンへと2.5倍強の増大を示したのである。すぎまじい「エネルギー革命」であったといえよう。その理由は、石油会社の価格政策にある。1950—60年の10年間に重油が34%値上がりしたのに対し、石炭の方は80%の値上がりを示したのである。つまり大石油会社は、石油過剰傾向にもかかわらず、その市場支配力によって石油価格の下方硬直化をはかり、独占利潤を確保しながらその値上げを炭価上昇より低く押えることによって比価の優位によってエネルギー革命を推進めたので

41) E. S. Simpson, op. cit., pp. 33—54.

42) 有沢広巳編、『新秩序』, 220—225ページ。

43) PEP, An Energy Policy for EEC?, Planning, 18 March 1963, p. 75



ある。<sup>44)</sup>

しかし他面あまりに急速なエネルギー革命は、炭鉱業の過度の縮小とそれともなう労働問題をひきおこすことになり、又過大な石油依存は、供給の安全性と国際収支の面で問題があり、1961年4月のガロン当り2ペンス（キロリットル当り約1,850円）重油消費税の賦課によってブレーキがかけられることになった。これは、当初1961年予算において石炭保護措置としてではなく「収入税」としてあらわれた。しかし当時の蔵相モードリング (Maudling) は、それが炭鉱業を保護することを認め、まさにその理由でそれを実施すると言明した。<sup>45)</sup> この重油消費税は、イギリス政府が石炭、石油および原子力の競争の出発点をととのえるという意図で賦課したものと見えよう。

#### IV

イギリス燃料政策が、各エネルギー産業の利害の「妥協の産物」として総合エネルギー政策として展開されたために、必ずしも各産業の利益を十分に満足せしめるものでなかったために、さまざまな批判をひきおこした。それは大きくわけてエネルギー自由選択論者からの批判と「国民燃料政策」論者からの批判とに分けることができよう。前者の代表的見解は、PEPレポート「イギリスの燃料政策」(PEP, A Fuel Policy for Britain—A PEP Report—, 1966) に示されており、石炭保護政策を批判する点で石油資本の利益と適合的関連に立つものと認められる。<sup>46)</sup>

本レポートは、イギリス政府の燃料政策が、西欧諸国よりも保護主義的色彩がうすいことを認めながらも、なお現在の保護政策—石油消費税と燃料輸入割当制—がイギリスのエネルギー価格を人為的に高くつりあげていると批判し、「かわるべき燃料政策」(an alternative fuel policy) を提案する。つぎにその石炭保護政策批判の論拠とその提案をみよう。

44) 有沢広巳編、『新段階』, 129--30ページ。

45) PEP, A Fuel Policy for Britain—A PEP Report—, 1961, p. 30.

46) 本レポートの主たる起草者は、J. ハーツホーン (Jack Hartshorn) である。彼はエコノミスト誌の産業担当論説委員であり、著書に *Oil Companies and Governments*, 1962がある。以下本節の叙述は、PEP, *op. cit.*, Chapter IX A Critique of Coal Policy による。

PEPレポートは、炭鉱保護政策の論拠として、短期的論拠として3点、長期的論拠として1点をあげている。第1の短期的論拠は、供給の安全保障の原則であり、イギリス統治の外部でおこなわれる政治的措置又はカルテル措置によって供給の中断又は予見しない価格上昇によって輸入が危険にさらされることである。その第2は、石油輸入増大によるイギリス国際収支の負担である。第3は、イギリス炭鉱の閉鎖率を現在よりも速めることによってひきおこされる社会的損失である。炭鉱保護の長期的論拠は、イギリス炭鉱は一旦閉鎖されると経済的に再開することが困難であるが、今後の世界的エネルギー需要の増大の見通しと一般的インフレを考慮すれば、今日と同じ安いコストでエネルギーを十分に供給しうるかどうかである。PEPグループは、以下に述べるようにこれらの諸論点を逐次反論する。

まず、供給の安全保障についてPEPは「われわれのグループは、供給の物理的中断にたいする例外的配慮が、政治的騒乱又は軍事的非常事態の理由で正当化しうるとは信じない」と述べる。そして大戦争の際には石油の供給よりもイギリスの需要が急激に切下げられるとして、「戦略的安全」は大きな問題ではなく、より実際に重要なイギリスにとっての「供給の安全保障の問題は、石油が今後も安価であり続けるかどうかである」と断ずる。すなわち、石油価格が60年代又は70年代初期に上げられるおそれは、産油諸国の政府が協同して価格引上げに成功することから生ずる。最近のOPEC<sup>47)</sup>の「生産計画」の提案は、OPEC加盟国の総生産量の制限なしに価格を安定化する意図を公言している。PEPレポートは、これらの諸政府がこの当初計画を単独で強行することはできないとしながらも、「価格安定化」は、産油国の利益だけでなく、多くの国際石油会社の利益とも合致するのであり、石油価格引上げの可能性は十分に考慮しなければならないと述べている。しかしPEPによれば問題は石油価格引上げの危険にたいする保護の仕方にある。その危険を正確に限定し、できるだけ最低の保険プレミアムを支払うことが重要である。そしてPEPレポートは、大量の非経済的の石炭を維持するよりも安あがりの方法があると断定する。

47) OPECはOrganization of the Petroleum Exporting Countries (石油輸出国機構)の略称で、1960年9月に設立された。OPECについては、白石忠夫・白石儀信、『国際石油カルテル』、1965年参照。

長期にわたるカルテルの輸出禁止は、産油国の所得を切下げることになり、カルテル加盟国からおそらく脱落者がでるであろうから考慮外におくとしても、石油消費国が時をかせぐ方法を見出すことが重要である。たとえば保険の1形態は、備蓄を増大せしめることである。イギリスはすでに他の西欧消費国に比して最高水準の石油備蓄を維持しており、規則によってではなく石油精製業者および配給業者との「紳士協定」によって120日分の供給を維持している(商業的には、石油製品の販売を維持するために季節によってまちまちであるが、約40—50日分の備蓄で充分であろう)。政府は50年代後半には石油会社にたいして全般的備蓄増大のための融資援助を与えたことがある。

PEPによれば、産油国のカルテル供給制限による価格引上げの危険にたいする保険プレミアムのもっとも簡単な形態は、イギリスにおける石油備蓄を増大し、それを維持することである。その備蓄量はどの程度、主要輸出国がその加盟国の若干の脱落者なしに供給をストップさせることができるかの推定にかかってくる。PEPグループは、「燃料保険」(“fuel insurance”)として石油貯蔵所設立の場合と石炭保護措置継続の場合との得失を比較する。たとえば、石油ストックを4カ月分から9カ月分まで引上げるためには、固定資本および運転資本投資のための年間減価償却と利子コストは、石油トン当り約25シリング、つまり5カ月の超過ストックのために年間約3千万ポンドが必要であると推定する。これにたいして現在の石炭保護措置によって燃料消費者に課されている継続的追加コストは、おそらく年間1億ポンドに達しているとして、前者の石油備蓄増大の方がはるかに経済的であると結論している。もちろんイギリスのような石油消費国が数カ月分の石油貯蔵施設を建設しそれを充満させるためには、2~3年にかかるであろう。しかし大量購入にともなう交渉力強化によって価格は引下げられるであろう。そしてそれら石油備蓄増加にともなう追加コストは石油会社がすべて負うべきものではなく、議会がスウェーデンの場合のように「社会」(又はおそらくすべての燃料消費者)がどの程度負担するかを裁定すべきであると述べる。

イギリスにおける石炭保護の第2の論拠は国際収支の問題である。イギリスが安価さのためにますます輸入燃料に依存すればイギリスの輸入支払額にますます大きな負担となることである。この論拠にたいするPEPグループの反論に

よれば、イギリスのような世界貿易のなかで生きてゆかなければならない国が、国内で生産しうるよりも安い輸入品を使用すべきことは当然であり、それに見合うだけの輸出品を海外で競争的に販売するようにしなければならない。PEPグループによれば、経済政策は為替相場を維持しながらイギリス経済の競争力を強化し、かつ最近におけるよりも経済成長率を急速化させるよう企画されねばならないとし、輸入節約よりも輸出促進を選ぶ。したがって輸入原油に課税することに反対し、ただ輸入石油精製品にたいする課税のみ考慮の余地があるとす。したがって現在のすべての燃料油にたいする1ガロン当り2ペンスの課税は、大口消費者の燃料油価格の約80%にあたるとして反対している。

石炭保護の第3の短期的論拠は、現在よりもより急速な率で炭鉱を閉鎖した場合の社会的コストである。つまり坑夫はあまり移動的な労働ではなく、とくに高年令層坑夫の就業転換は困難であろうという批判である。これにたいしてPEPグループは、イギリス経済では経済的観点からみて今後10年間に明らかに成熟した万能労働者が不足するであろうから、坑夫は他の仕事でよりよい条件で雇用されるであろうと反批判する。政府は現にこの高級労働力のプールを吸収するために産炭地に工業を開発しつつあり、炭鉱閉鎖の加速にともなう社会的コストを援助するために3千ポンドまでの石炭庁特別補助金を約束した。コスト・タームでイギリス経済の燃料価格水準が石炭換算トン当り10シリング低下すれば、消費者にとって年間1億ポンド以上の節約をもたらし、これで坑夫の失業手当や再訓練をしたりすることができると主張する。

最後に石炭保護の長期的論拠とそれにたいするPEPの批判を述べよう。石炭保護論者によれば、世界の燃料需要は今世紀末までに人口および生活水準の上昇とともに急速に上昇すると予想されるが、石油（およびウラニウム）の現在推定埋蔵量は1990年代までしか充分でない。したがって将来石油は今日の価格では一般燃料として利用しえないのであり、一時的に安い燃料を使用するために石炭生産能力を放棄するのは誤りであるとする。

この見解にたいしてPEPグループは、石油会社が開発を進めてゆけばつぎの世紀までに十分な石油埋蔵量が発見されるとの強い自信をもち、又価格についても石油会社の努力によって引下げの可能性があると述べる。又ここ2~30年後に石油コストがあがるだろうというおそれは、原子エネルギーを考慮してい

ないとし、70年代中葉には原子力発電は、石油専焼電力よりも安くなるとする。又現在の低コスト・ウランウム資源はたしかに大きくはないが、今後の開発および高速増殖炉の使用による燃料節約の余地が大きいことを力説する。又石炭保護論者は炭鉱は一旦閉鎖すると経済的に再開が困難であり、20~30年先にそなえて非経済的な炭鉱能力を維持すべきだとするが、これにたいしてPEPグループは、かかる主張は将来の炭鉱技術の潜在的発展力を考慮しないものであるとし、15~25年先の不確かな利益を考えて今の利益を失うのはきわめて割が悪いと反論している。

以上のようにPEPグループは、現在の政府の石炭保護政策を批判し、「それにかわるべき燃料政策」(an alternative fuel policy)としてつぎのように提案する。まず石炭政策については、イギリスは原子力発電計画の時期および不確実性を考慮して、短期的に、たとえば70年代初めまで炭鉱業援助をおこなうべきであるが、それは全国石炭庁の利子免除又は経営補助金のいずれであるとを問わず、直接的財政援助の形態でおこなうべきで、その他のすべての石炭保護措置は直ちに撤廃するべきである。又財政援助も毎年検討し、原則として70年代初期までに0に低下する遞減的なものでなければならないとする。

つぎにエネルギーの安全保障については、非経済的な長期的大規模石炭生産を継続してゆく方法によってではなく、現在よりも大きな石油貯蔵をおこなう方がより安あがりの保険方法だとする。政府は産油国のカルテル措置の可能性に対抗して「燃料保険」“fuel insurance”として燃料貯蔵拡大にともなうコストおよび能率の研究をおこなうべきである。その費用は勿論石油会社が負担すべきではなくして、政府によって全部又は1部負担されるべきであり、又その貯蔵は政府によって所有されるべきである。又石油使用の国際収支面におよぼす影響を検討するために政府は国際収支統計における「石油国際収支」の全貌を公表すべきである。さらに1961年以来の1ガロン当り2ペンスの重油消費税は、撤廃するか又は一般輸入工業原料にたいする輸入税(又はそれに相当する消費税)の水準にまで引下げるべきである。

又イギリスのとってきたアメリカ炭およびソ連石油の原則的輸入禁止措置にたいしても、アメリカ炭の輸入は自由に許可されるべきであり、又ソ連石油やポーランド炭についても輸入許可は拒否されるべきではないとする。しかし後者に

については政治的軍事的考慮から若干の制限はやむをえないとし、とくにダンピングのおそれのあるときは適当な措置が講ぜらるべきだと力説する。

かくしてPEPグループは結論している。「われわれは、もしこの国がわれわれの擁護した政策を採用すれば、……イギリスのエネルギーの支配的価格がどれだけ低下するかは知らない。しかしその低下はかなりなものと信ずる。そしてわれわれはイギリスが来るべき将来払わなくてもよい高い価格を支払い続けるべきだとは考えない。」

## V

前節では、国際石油資本の利益を代弁する燃料自由主義政策論者の議論をみてきたが、本節ではそれに対抗する「国民燃料政策」論者の陣営の主張を要約しよう。いうまでもなく、これは現在の燃料政策が国際石油資本の利益に奉仕し、イギリス人民全体に大きな損失を与えている点を強調して、政府に政策転換をせまるものである。

まず「労働組合会議」(TUC)および労働党委員会は、炭鉱業の現在の危機が政府の政策によってひきおこされたものであることを強調する。戦後12年間政府は坑夫にむかって労働強化、超過勤務および毎週6交替制をアピールし、他方炭鉱業への労働者募集に対策をこうじた。ところがそれから30カ月もたたないうちに政府は炭鉱業を見離したため、その将来は絶望的なものとなってしまった。これはかかる政策の背後に保守党内部に国有化産業にたいして長期にわたる根強い憎悪をもった強力なグループが存在しているためである。彼等は石油や原子力発電を坑夫の労働運動を抑圧するための手段として使っている。そこで国有化産業を独占資本の「乳牛」たらしめる政策に反対するとともに分権化によって現在の組織を改悪し、賃金および労働条件を悪化せしめる政策に反対するために「全国坑夫組合」(NUM)および坑夫議員が中核となり、国有化産業を拠点として「国民燃料政策」<sup>48)</sup>への政策転換闘争をおこなうべきだと

48) 「国民燃料政策」(National Fuel Policy) については、W. Paynter, *Crisis in Coal*, Labour Monthly, August 1960; A. Horner, *Coal: What Future?*, Labour Monthly, September 1960; R. P. Dutt, *Coal, Oil and Britain*, Labour Monthly, February 1965などを参照。

主張する。

つぎにこの陣営の石油政策を主としてJ. ストレイチの見解によりながら検討しよう。<sup>49)</sup> ストレイチは中東石油の開発する超過利潤がイギリスのこの地域の半植民地化による現地労働者の搾取によるものではなく、主として世界石油カルテルの価格政策から発生することを主張する。つまり原油の世界価格がアメリカ合衆国の比較的コスト高な油田も利益をうむように決定されるために、コスト安なペルシヤ湾油田からの採掘は、自動的に法外な利潤を生むのである。ストレイチによればトン当り13シリングのコストの石油が、トン当り100シリングで販売される。したがって石油会社の巨大な利潤は、イギリス産業をふくむ石油消費者の犠牲において獲得されていることになる。<sup>50)</sup>

ストレイチは、かかる巨額の利潤マージンの半分（又はそれ以上）が、アラブ諸政府に返却されている事実を喚起し、もし中東における大英帝国の地位が放棄され、その結果世界石油産業において価格競争が発生し利潤が減少する場合には、このような事態から主として被害をこうむるのはアラブ政府と石油会社の少数の株主であることを強調する。また内部留保の再投資によっておこなわれる石油産業の発展も損害をうけるであろうが、安い石油はイギリスのような石油消費国およびイギリス国民にはおそらく利益を与えるであろうと述べている。<sup>51)</sup>

さて、石油帝国がイギリスの「最後の帝国」となったのは、イギリス経済にとって大きな利益があったからである。1956年のイギリス石油投資は、全海外投資から生まれる6億6,700万ポンドの総利潤のうちの3億2,300万ポンドの総利潤（1億7,800万ポンドの純利潤のうちの9,500万ポンドの純利潤）をもたらしつつあった。すなわち石油から得られるイギリスの利潤は、全海外投資から得られるイギリスの純利潤の半分以上を占めることになる。したがって「中東の

49) J. Strachey, *The End of Empire*, 1959, 関嘉彦ほか訳、『帝国主義の終末』, 1962年。  
帝国主義学説上における本書の位置づけについては、静田均、「ストレーチの帝国主義論(序説)」, 経済論叢第90巻第4号；「ストレーチの帝国主義解体論」, 経済論叢第94巻第6号参照。

50) J. ストレイチ, 関ほか訳, 上掲書, 218—219ページ。

51) J. ストレイチ, 関ほか訳, 上掲書, 224—225ページ。

喪失」によってイギリスの失う利潤は、イギリスの国際収支と国民所得に重大な影響をおよぼすことになる。これが従来石油帝国擁護の主たる論拠とされている。<sup>52)</sup>

これにたいする「国民燃料政策」論の俾當から批判はつぎのとおりである。国際石油資本の中東その他の石油利権を確保するために莫大な軍事費を使っているために、石油損益勘定のマイナス面に軍事費を算入すれば、果して利益があるかどうかの疑問である。海外軍事経費、植民地贈与、外国への補助などの特別支出を全部加えると、1956年には外国為替で総計2億2,400万ポンドに達した。その中にはスエズ作戦のために使われた特殊な2,000万ポンド前後がふくまれているが、普通の年でも2億ポンド程度は支出しており、しかもその数字は年々増大してきた。この中相当部分がイギリスの中東における権益と石油輸送の安全確保のためであることは明らかである。中東地域における英国の軍事戦略上の関心が主としてこの石油投資の保護にあるとすれば、軍事費を石油会社の外国為替の純取得分と相殺する損失として扱って、他のエネルギーとの経済コストの比較をおこなうべきであろうと主張する。<sup>53)</sup>

このように石油を中核とする植民地主義は、イギリス資本主義の危機の根源をつくりだしている。「もしわれわれが海外に何等の軍隊をもたなければ、われわれは何等国際収支の危機をもたないであろう。」このように30年代の失業問題にかかわって戦後最大の経済問題となった外貨危機も、石油独占資本とむすびついた植民地主義にその病根を見出すことができると批判する。

かくしてストレイチは結論する。「……イギリス人がその前植民地を搾取する残余能力を清算することによって受ける経済的損失は、普通考えられているよりもはるかに少ないであろう。……換言すると、イギリス帝国の残余の要素すらも、もはや狭量な損得計算の観点からしても引合わないということになるだろう。」<sup>54)</sup>

52) J. ストレイチャー、関ほか訳、上掲書220ページ。

53) M. B. Brown, *After Imperialism*, 1963, pp. 243—244. および A. Shonfield, *British Economic Policy Since the War*, 1956, pp. 105—108. 加藤・藤田・丸尾訳『成長と安定の経済政策』, 1961年, 111—114ページ。

54) J. ストレイチャー、関ほか訳、前掲書, 259—260ページ。



そしてストレイチは、イギリスのとるべき一般的政策としてつぎのように提案する。まず西欧諸国は石油採掘のために資本を提供したが、これはすでに一定期間にわたって償却されており、しだいにアラビア地方の住民の手に帰すべきものである。石油会社は、アラビアにある国定資本にたいする補償を交渉するとともに、石油の輸送、精製、配給にその業務を限定し、石油採掘は産油国にまかせるべきである。<sup>55)</sup>

さらにストレイチは、政治的にペルシャ湾土候領内において半封建的な体制を支持することをやめ、新興の中産階級のアラブ民族主義者を支持するように前進的に政策を転換すべきであると主張する。イラクにおけるヌリパシャの封建的な体制を盲目的に支持したことが、イギリスの権益および名声に大きな破局をもたらしたことを想起せよ。たしかにアラブの政治の奔流のさなかで馬を乗りかえることは困難であるが、衝突が起ったときに、われわれが依然として封建的な馬にしがついているならば、われわれは必要以上にわれわれの石油利権のはるかに多くを、はるかにすみやかに失うことになるかと警告している。<sup>56)</sup>

## VI

イギリス燃料政策は、国際的には南北対立とこれに交錯する東西対立、国内的には階級対立とそれに絡み合う資本類型間対立の諸利害に規定されながら展開されてきた。したがってそれは決して首尾一貫した政策として実施されたものではなく、内外の情勢および利害対立の変化につれてたえざる動揺と変更をくりかえしてきたのである。以下行論で明らかにされた論点を要約してむすびにかえたい。

第1に、戦後イギリス燃料政策においてヘゲモニーを握っていたのは、国際石油独占資本であった。それは、労働問題に悩む炭鉱業との競争において優位にたち、しかも国内における寡占体制を基盤にして石油価格をつりあげ、その利潤増大をはかり、さらに50年代後半以降中東石油の産油量の増大および消費地石油精製能力の増大にともなって、炭鉱業を縮小せしめる「エネルギー革命」

55) J. ストレイチャー、関はか訳、上掲書、237—238ページ。

56) J. ストレイチ、関はか訳、上掲書、238ページ。

を押進め、坑夫の労働運動の抑圧と弱体化をはかった。さらに国際石油資本は50年代後半にエネルギーが過剰になると原子力発電計画のスロー・ダウンをおこなった。しかしスエズ危機以降国際石油資本は、一方においてアラブ民族主義とOPECのカルテル措置による反撃をうけ、他方において石油輸入増大にともなう外貨危機の深刻化によって政策転換を予儀なくされた。これが1961年4月に「国民燃料政策」陣営の主張していた重油消費税が賦課された理由である。

第2に、イギリス燃料政策の特質は、階級的視点<sup>57)</sup>だけでなく資本類型的視点を導入しなければ十全な解明ができないことである。エネルギー自由主義政策と「国民燃料政策」の政策的対立の背後にはイギリス帝国主義の全時代を貫く海外投資＝植民地支配と国内投資＝植民地解体という2つの資本類型の対抗が基礎をなしていた。<sup>58)</sup> 労働党の国有化政策も、イギリス資本主義の寄生性と腐朽の根源であった海外志向型投資機構を国家の強力によって是正せんとした国内投資補強政策であったとみることができよう。この国有化を媒介とする国内投資政策は、救済型国有化である炭鉱国有化については出炭高の維持にさえ成功をおさめなかったが、育成型国有化である原子力発電についてはかなりの成功をおさめた。1960年頃までに国際石油資本の圧力によってその発電計画のスロー・ダウンを余儀なくされながらも世界第1位の発電設備を完成し、さらに重油消費税の賦課によって石炭専焼発電所はもとより最新式重油専焼発電所にたいしてもコスト上優位にたつにいたった。その後も発電計画は順調に進み、1966年末現在のイギリス原子力発電量は出力約400万KWで、世界全体の発電量の約45%をしめたのである。

57) イギリス国有化政策の階級の本質については、入江節次郎、戦後英国産業国有化必然性の基本的契機、同志社大学経済学論叢第5巻第4号および奥泉清、イギリス社会主義者の国有化政策批判、桃山学院大学経済学論集、第6巻第2号参照。小論もその階級の本質の重要性を軽視するものではない。

58) 国内投資と外国投資の対抗を基軸として戦後のイギリス経済政策を分析した業績としては、A. Shonfield, op. cit 加藤・藤田・丸尾訳、前掲書をあげることができよう。「20世紀中期においては英国がとるべき選択は、国内投資か外国投資かのどちらかだけである。国内投資は国際収支のためにいつも抑制される。」(訳書、127ページ)「投資(国内投資のこと一筆者)の拡張が、英国が今日直面しなくてはならない最も緊急な経済問題であるということこそ本書の中心テーマである。」(訳書184—5ページ)